

株 主 各 位

香川県高松市亀井町7番地1

トモニホールディングス株式会社

代表取締役社長兼CEO 中 村 武

第11期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申しあげます。

さて、当社第11期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申しあげます。

当日ご出席願えない場合は、書面又はインターネット等により議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討くださいますと、「議決権行使についてのご案内」（2頁）をご参照のうえ、令和3年6月28日（月曜日）午後5時30分までに議決権を行使してくださいますようお願い申しあげます。

敬 具

記

1. 日 時 令和3年6月29日（火曜日）午前10時

2. 場 所 香川県高松市木太町2191番地1
高松国際ホテル 新館2階 瀬戸の間
（末尾の会場ご案内図をご参照ください。）

3. 目的事項

報 告 事 項

1. 第11期（令和2年4月1日から令和3年3月31日まで）事業報告の内容、連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第11期（令和2年4月1日から令和3年3月31日まで）計算書類の内容報告の件

決 議 事 項

第1号議案

剰余金処分の件

第2号議案

取締役（監査等委員である取締役を除く。）8名選任の件

第3号議案

監査等委員である取締役4名選任の件

第4号議案

取締役（監査等委員である取締役を除く。）に対する株式報酬型ストック・オプションとしての新株予約権に関する報酬等決定の件

※2頁の「新型コロナウイルス感染症への対応に関するお知らせ」もご確認ください。

以 上

◎本招集ご通知に際して提供すべき書類のうち、事業報告の「当社の新株予約権等に関する事項」、「財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針」、「業務の適正を確保する体制及び当該体制の運用状況」、「特定完全子会社に関する事項」、「親会社等との間の取引に関する事項」、「会計参与に関する事項」、「その他」、連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」、「連結注記表」及び計算書類の「株主資本等変動計算書」、「個別注記表」につきましては、法令及び当社定款第16条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト（アドレス<https://www.tomony-hd.co.jp/>）に掲載しておりますので、本招集ご通知の添付書類には記載していません。

したがって、本招集ご通知の添付書類は、会計監査人が会計監査報告を作成するに際して監査をした連結計算書類及び計算書類の一部であり、監査等委員会が監査報告を作成するに際して監査をした事業報告、連結計算書類及び計算書類の一部であります。

◎株主総会参考書類並びに事業報告、連結計算書類及び計算書類に修正が生じた場合には、上記インターネット上の当社ウェブサイトに掲載させていただきます。

新型コロナウイルス感染症への対応に関するお知らせ

新型コロナウイルス感染症の感染拡大が懸念されております。

本株主総会にご出席される株主さまにおかれましては、株主総会開催日時点での感染状況やご自身の体調をご確認のうえ、マスク着用などの感染予防にご配慮いただき、ご来場くださいますようお願い申し上げます。

また、本株主総会の議決権行使は、書面又はインターネット等による方法もございますので、そちらのご利用も併せてご確認ください。（詳細は下記の「議決権行使についてのご案内」をご参照ください。）

なお、本株主総会会場におきましては、株主のみなさまの安全確保及び感染予防のための措置を講じる場合がありますので、ご協力のほどお願い申し上げます。

今後の新型コロナウイルス感染症に関する感染状況の変化等により、本株主総会の運営に大きな変更が生じる場合には、インターネット上の当社ウェブサイト（アドレス<https://www.tomony-hd.co.jp/>）にてお知らせいたします。

議決権行使についてのご案内



当日株主総会に
ご出席の場合



同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

※代理人により議決権を行使される場合は、議決権を有する他の株主の方1名を代理人として行使する場合に限らせていただきます。この場合、代理権を証明する書面のご提出が必要となりますのでご了承ください。

当日ご出席願えない場合は、下記の方法により、議決権を行使くださいますようお願い申し上げます。



郵送で議決権を
行使される場合



同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、ご返送くださいますようお願い申し上げます。



インターネット等で
議決権を行使される
場合



インターネット等で議決権を行使される場合は、右頁の注意点をご確認のうえ、行使していただきますようお願い申し上げます。

行使期限

令和3年6月28日（月曜日） 午後5時30分到着分まで

行使期限

令和3年6月28日（月曜日） 午後5時30分受付分まで

インターネット等で議決権を行使される場合の注意点

インターネット等により議決権を行使される場合は、下記事項をご了承のうえ、行使していただきますようお願い申し上げます。なお、書面とインターネット等により、重複して議決権を行使された場合は、インターネット等によるものを有効な議決権行使とさせていただきます。また、インターネット等により、複数回、議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使とさせていただきます。

記

I インターネットによる議決権行使について

インターネットによる議決権行使は、下記のいずれかの方法によってのみ実施可能です。（ただし、毎日午前2時から午前5時まででは取扱いを休止します。）

1. QRコードを読み取る方法

- (1) スマートフォンで議決権行使書用紙に記載されたログイン用QRコードを読み取ってください。議決権行使書用紙に記載された「ログインID」及び「仮パスワード」を入力することなく、**議決権行使ウェブサイト（アドレス<https://evote.tr.mufig.jp/>）**にログインすることができます。
*「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。
- (2) 以降は、画面の案内に従って議案に対する賛否をご入力ください。
- (3) QRコードを用いたログインは1回に限り可能です。再行使する場合、もしくはQRコードを用いずに議決権を行使する場合は、下記の「2. ログインID・仮パスワードを入力する方法」をご確認ください。

2. ログインID・仮パスワードを入力する方法

- (1) パソコン、スマートフォン又は携帯電話から**議決権行使ウェブサイト（アドレス<https://evote.tr.mufig.jp/>）**にアクセスしてください。
- (2) 議決権行使ウェブサイトにおいて、議決権行使書用紙に記載された「ログインID」及び「仮パスワード」を入力し、「ログイン」をクリックしてください。
- (3) 株主さま以外の第三者による不正アクセス（“なりすまし”）や議決権行使内容の改ざんを防止するため、ご利用の株主さまには、議決権行使ウェブサイト上で「仮パスワード」の変更をお願いすることになりますのでご了承ください。
- (4) 以降は、画面の案内に従って議案に対する賛否をご入力ください。

3. 留意事項

- (1) パソコン、スマートフォン又は携帯電話による議決権行使ウェブサイトへのアクセスに際して発生するインターネット接続料、通信料等は、株主さまのご負担となります。
- (2) インターネットのご利用環境、ご加入のサービスやご使用の機種によっては、議決権行使ウェブサイトがご利用できない場合もございます。**ご不明な点等がございましたら下記のヘルプデスクへお問い合わせください。**

II 機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームについて

株式会社ICJが運営する議決権電子行使プラットフォームのご利用を事前に申し込まれた場合には、当社株主総会における電磁的方法による議決権行使の方法として、上記Iのインターネットによる議決権行使以外に、当該プラットフォームをご利用いただけます。

以 上

システム等に関する
お 問 い 合 わ せ

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部（ヘルプデスク）
フリーダイヤル 0120-173-027（受付時間9:00～21:00、通話料無料）

(添付書類)

第11期 (令和2年4月1日から 令和3年3月31日まで) 事業報告

1 当社の現況に関する事項

(1) 企業集団の事業の経過及び成果等

イ 企業集団の主要な事業内容

当社グループは、銀行持株会社である当社、株式会社徳島大正銀行（以下「徳島大正銀行」といいます。）及び株式会社香川銀行（以下「香川銀行」といいます。）を含む連結子会社9社で構成される企業集団であり、銀行業務を中心に、リース業務、カード業務などの幅広い金融サービスを提供しております。

ロ 金融経済環境

当連結会計年度におけるわが国経済は、昨年度後半からの新型コロナウイルス感染症の世界的な感染拡大が年度を通して継続する中、全体として引き続き厳しい状況が続きました。項目別では、輸出・生産は貿易活動を含むモノの取引が相対的に早いペースで持ち直して増加を続け、設備投資も業種間のばらつきがありながら全体として下げ止まったものの、個人消費は飲食・宿泊等の対面型サービス消費において下押し圧力が強まり、雇用・所得環境も弱い動きが続きました。

金融機関を取り巻く経営環境は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う取引先企業の資金繰りや業績への影響が長期化する中、低金利環境の下で適切なリスクテイクによる資金運用が求められるとともに、地域金融機関においては将来にわたり地域経済を支え、金融仲介機能を円滑に発揮していくための経営基盤の強化が強く求められました。

ハ 企業集団の事業の経過及び成果

当社は、平成31年4月より新たな4か年計画として、第4次経営計画『変革と進化への挑戦～変わる“トモニ” 変わらぬ“ともに”～』をスタートさせました。第4次経営計画では、グループ経営ビジョンに基づき『変革し進化する広域金融グループ』を目指し、4つの基本戦略の展開を通じて、当社グループの更なる企業価値の向上に努めております。

< 4つの基本戦略 >

- I ガバナンス戦略 ～ 変革と進化 ～
- II 営業戦略 ～ お客さまとともに ～
- III エリア戦略・地方創生戦略 ～ 地域とともに ～
- IV 人財戦略 ～ 一人ひとりの“やる気”を“本気”に ～

第4次経営計画の2年目である当連結会計年度においては、グループ銀行が連携して、「地域とトモニ1号投資事業有限責任組合（略称：地域とトモニファンド）」を活用した出資による地域経済活性化への取組み、電子決済等代行業者とのAPI連携開始によるデジタルイゼーションへの対応、「トモニシニアライフサポート」の取扱開始による金融サービスの充実を行うとともに、Yahoo!ショッピング内での「徳島・香川トモニ市場」の開設やトモニmini商談会のWeb開催等によるビジネス機会の創出、医業経営・起業創業セミナーのWeb開催による成長支援取組みの強化、オンライン共同研修の実施による人材の育成等、コロナ禍において創意工夫により様々な施策を実施いたしました。

このような経過を踏まえ、当連結会計年度は次のような営業成績をおさめることができました。

当連結会計年度における損益状況は、経常収益は、国債等債券売却益及び株式等売却益が増加しましたが、有価証券利息配当金が減少したこと等により、前期比346百万円減少して70,687百万円となりました。経常費用は、国債等債券売却損及び国債等債券償却が増加しましたが、前期に計上した徳島銀行と大正銀行の合併に伴う一時的な経費がなくなるなど、営業経費が減少したこと等により、前期比3,461百万円減少して56,194百万円となりました。その結果、経常利益は前期比3,115百万円増加して14,493百万円、親会社株主に帰属する当期純利益は前期比1,848百万円増加して9,984百万円となりました。

当連結会計年度末における主要勘定残高は、総資産残高は前期末比414,713百万円増加して4,407,903百万円、純資産残高は前期末比23,180百万円増加して243,183百万円となりました。また、譲渡性預金を含む預金等残高は前期末比296,773百万円増加して3,896,271百万円、貸出金残高は前期末比176,938百万円増加して3,083,708百万円、有価証券残高は前期末比57,434百万円増加して699,488百万円となりました。

なお、銀行子会社の損益等につきましては、次のとおりとなりました。

【徳島大正銀行(単体)の損益及び主要勘定残高(末残)】

(単位：百万円)

		平成31年度	令和2年度	増減
損 益	経 常 収 益	36,396	33,873	△2,523
	コ ア 業 務 粗 利 益	28,956	28,251	△705
	コ ア 業 務 純 益	7,687	10,127	2,440
	経 常 利 益	6,577	8,803	2,226
	当 期 純 利 益	4,634	6,055	1,421
主 要 勘 定 残 高 (末 残)	総 資 産	2,238,457	2,421,565	183,108
	預金等(譲渡性預金を含む)	2,008,514	2,149,194	140,680
	総 預 り 資 産	2,121,440	2,266,441	145,001
	貸 出 金	1,630,177	1,742,483	112,306
	有 価 証 券	362,361	369,854	7,493

(注) 徳島大正銀行は、令和2年1月1日付で、徳島銀行を存続会社、大正銀行を消滅会社として合併しており、平成31年度の損益には、大正銀行の平成31年4月1日から令和元年12月31日までの計数を含んでおります。

【香川銀行(単体)の損益及び主要勘定残高(末残)】

(単位：百万円)

		平成31年度	令和2年度	増減
損 益	経 常 収 益	27,871	29,651	1,780
	コ ア 業 務 粗 利 益	21,866	21,840	△26
	コ ア 業 務 純 益	6,896	7,258	362
	経 常 利 益	3,858	5,784	1,926
	当 期 純 利 益	2,599	4,270	1,671
主 要 勘 定 残 高 (末 残)	総 資 産	1,754,989	1,982,308	227,319
	預金等(譲渡性預金を含む)	1,595,346	1,752,166	156,820
	総 預 り 資 産	1,730,050	1,889,370	159,320
	貸 出 金	1,286,348	1,350,360	64,012
	有 価 証 券	277,704	327,308	49,604

また、第4次経営計画において、次の目標とする経営指標を掲げ、その実現に向け取り組んでおります。当計画における2年目である当連結会計年度の実績は、以下のとおりであります。

＜目標とする経営指標＞

		令和5年3月期計画	令和3年3月期実績
親会社株主に帰属する当期純利益（連結）	収益性	110億円	99億円
本業利益（銀行子会社単体合算）	収益性	100億円	92億円
R O E（連結）	効率性	5.0%以上	4.63%
コア業務粗利益〇H R（銀行子会社単体合算）	効率性	66.0%以下	65.29%
自己資本比率（連結）	健全性	9.0%以上	8.82%
貸出金残高（銀行子会社単体合算）	成長性	3兆円以上	3兆928億円
大阪地区貸出金残高（銀行子会社単体合算）	成長性	1兆円以上	9,814億円

(注) 1. 本業利益＝貸出金平残×預貸利鞘＋役務取引等利益－経費

2. R O E＝親会社株主に帰属する当期純利益／((期首株主資本＋期末株主資本)×1／2)×100

3. 大阪地区＝大阪府、兵庫県（除く淡路島地区）及び京都府

二 企業集団の対処すべき課題

地域金融機関を取り巻く環境につきましては、新型コロナウイルス感染症の感染拡大が地域経済に甚大な影響を及ぼす中、継続的に取引先企業の業況等についてきめ細かく実態を把握し、資金繰り支援を適切に行っていくとともに、コロナ禍の状況を見極めながら、資金繰り支援から取引先企業の経営改善・事業再生支援等に軸足を移し、コロナ後の新たな日常を踏まえた経済の力強い回復と生産性の更なる向上に努めるなど、金融サービスを通じて、お客さまや地域社会を支え続けていくことが強く求められております。また、デジタルライゼーションへの対応、業務の効率化も含めた経営基盤の強化等も課題となっており、それらを踏まえた持続可能なビジネスモデルへの転換が強く求められております。

こうした中、当社は、平成31年4月より新たな4か年計画として、第4次経営計画『変革と進化への挑戦～変わる“トモニ” 変わらぬ“ともに”～』をスタートさせました。第4次経営計画では、グループ経営ビジョンに基づき『変革し進化する広域金融グループ』を目指し、4つの基本戦略の展開を通じて、当社グループの更なる企業価値の向上に努めてまいります。

(2) 企業集団及び当社の財産及び損益の状況

イ 企業集団の財産及び損益の状況

(単位：百万円)

	平成29年度	平成30年度	平成31年度	令和2年度
経 常 収 益	72,641	73,286	71,033	70,687
経 常 利 益	16,386	16,213	11,378	14,493
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益	11,158	10,163	8,136	9,984
包 括 利 益	8,446	9,140	△4,160	24,034
純 資 産 額	219,257	226,864	220,003	243,183
総 資 産	3,812,417	3,899,242	3,993,190	4,407,903

(注) 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。

ロ 当社の財産及び損益の状況

(単位：百万円)

	平成29年度	平成30年度	平成31年度	令和2年度
営 業 収 益	2,246	2,200	2,467	2,356
受 取 配 当 額	1,657	1,641	1,641	1,477
銀行業を営む子会社	1,477	1,641	1,641	1,477
その他の子会社	180	—	—	—
当 期 純 利 益	1,653	1,667	1,667	1,573
1 株 当 た り 当 期 純 利 益	円 銭 10.16	円 銭 10.21	円 銭 10.36	円 銭 9.85
総 資 産	91,674	91,815	92,286	92,641
銀行業を営む子会社株式等	89,326	89,326	89,326	89,326
その他の子会社株式等	60	60	60	60

(注) 1. 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。

2. 「1 株当たり当期純利益」は、当期純利益を期中の平均発行済株式数で除して算出しております。

(3) 企業集団の使用人の状況

	当 年 度 末		
	銀 行 業	リ ー ス 業	そ の 他
使 用 人 数	2,096人	27人	159人

(注) 「使用人数」は、就業人員であり、嘱託及び臨時従業員を含んでおりません。

(4) 企業集団の主要な営業所等の状況

イ 銀行業

株式会社徳島大正銀行

			当 年 度 末	
			店	うち出張所
徳島 香高 愛大 兵庫 東京	島川 知媛 阪庫 都京	県県 県県 府府 県都 都都	61	(4)
			2	(-)
			1	(-)
			2	(-)
			26	(4)
			9	(2)
			2	(-)
			4	(-)
合	計		107	(10)

(注) 1. 令和2年10月16日付で鴨島支店セレブ出張所（徳島県吉野川市）を廃止いたしました。
2. 上記のほか、当年度末において店舗外現金自動設備を96か所設置しております。

株式会社香川銀行

			当 年 度 末	
			店	うち出張所
香愛 徳高 岡大 広島	川媛 島知 山島 阪京	県県 県県 県県 府都 都都	58	(6)
			11	(-)
			2	(-)
			1	(-)
			8	(-)
			1	(-)
			5	(-)
			3	(-)
合	計		89	(6)

(注) 1. 令和2年10月19日付で新宿支店（東京都新宿区）を新設いたしました。
2. 上記のほか、当年度末において店舗外現金自動設備を110か所設置しております。

□ リース業

			当 年 度 末
香 愛 徳 岡 大	川 媛 島 山 阪	県 県 県 府	店 1 1 1 1 1
合		計	5

ハ その他

			当 年 度 末
徳 香 大	島 川 阪	県 県 府	店 4 3 1
合		計	8

(5) 企業集団の設備投資の状況

イ 設備投資の総額

(単位：百万円)

	銀 行 業	リ ー ス 業	そ の 他	合 計
設 備 投 資 の 総 額	3,530	78	6	3,615

(注) 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。

□ 重要な設備の新設等

(単位：百万円)

事 業 別	会 社 名	内 容	金 額
銀 行 業	株式会社徳島大正銀行	店舗新設・改修等	2,757
	株 式 会 社 香 川 銀 行	店舗新設・改修等	404

(注) 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。

(6) 重要な親会社及び子会社等の状況

イ 親会社の状況
該当事項はありません。

ロ 子会社等の状況

会 社 名	所 在 地	主要業務内容	資本金	当社が有する 子会社等の 議決権比率	その他
株式会社徳島大正銀行	徳島県徳島市	銀行業務	百万円 11,036	% 100.00	—
株式会社香川銀行	香川県高松市	銀行業務	12,014	100.00	—
トモニシステムサービス 株式会社	香川県高松市	銀行業務に係るコンピュー ター業務	50	100.00	—
株式会社 徳銀ビジネスサービス	徳島県徳島市	銀行各種事務受託、代行業務	10	100.00	—
香川ビジネスサービス 株式会社	香川県高松市	銀行各種事務受託、代行業務	10	100.00	—
トモニリース株式会社	香川県高松市	リース業務	100	51.00	—
トモニカード株式会社	徳島県徳島市	クレジットカード業務	60	63.00	—
株式会社 徳銀キャピタル	徳島県徳島市	ベンチャーキャピタル業務	30	60.50	—
大正信用保証 株式会社	大阪市中央区	信用保証業務	10	100.00	—

(注) 1. 「当社が有する子会社等の議決権比率」は、小数点第3位以下を切り捨てて表示しております。
2. 「当社が有する子会社等の議決権比率」は、間接保有等を含んでおります。
3. 連結対象子会社は上記の子会社等9社であり、持分法適用会社はありません。

(7) 主要な借入先

該当事項はありません。

(8) 事業譲渡等の状況

該当事項はありません。

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2 会社役員に関する事項

(1) 会社役員の状況

(年度末現在)

氏 名	地 位 及 び 担 当	重 要 な 兼 職	そ の 他
中 村 武	代表取締役社長兼CEO（最高経営責任者）	－	－
山 田 徑 男	代表取締役副社長	株式会社香川銀行取締役頭取（代表取締役）	－
板 東 豊 彦	代表取締役副社長	株式会社徳島大正銀行代表取締役頭取	－
藤 井 仁 三	常務取締役経営企画部長	－	－
白 薊 敬 三	常務取締役監査部長	－	－
横 手 俊 夫	常務取締役リスク・コンプライアンス部長	－	－
小 田 寛 明	常務取締役グループ戦略部長兼地域商社の金融機能担当	－	－
角 田 昌 也	取締役	－	－
白 井 博 雄	取締役（社外取締役）	大阪府中小企業協同組合代表理事	－
多 田 桂	取締役（社外取締役） 監査等委員	－	（注2）
大 平 昇	取締役（社外取締役） 監査等委員	－	－
橋 本 潤 子	取締役（社外取締役） 監査等委員	－	－
桑 島 洋 輔	取締役（社外取締役） 監査等委員	－	（注3）

- （注）1．白井博雄、多田 桂、大平 昇、橋本潤子及び桑島洋輔の5氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であり、5氏は東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
- 2．多田 桂氏は常勤の監査等委員であります。常勤の監査等委員を選定している理由は、執行部門の重要な会議に出席する他、重要な各種情報収集や報告の受領等を継続的かつ実効的に行うためであります。
- 3．桑島洋輔氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する知見を有しております。
- 4．当事業年度中に退任した役員は次のとおりであります。

氏 名	退任日	退任事由	退任時の地位及び担当
遠 山 誠 司	令和2年6月24日	任期満了	代表取締役会長
本 田 典 孝	令和2年6月24日	任期満了	取締役副社長
吉 岡 宏 美	令和2年6月24日	任期満了	取締役副社長
吉 田 雅 昭	令和2年6月24日	任期満了	取締役副社長

5．令和2年10月1日付で以下の取締役の地位及び担当の異動がありました。

氏 名	異動前	異動後
山 田 徑 男	取締役副社長	代表取締役副社長
板 東 豊 彦	取締役副社長	代表取締役副社長

(2) 会社役員に対する報酬等

① 当事業年度に係る報酬等の総額等

(単位：百万円)

区 分	支給人数	報酬等	基本報酬	業績連動報酬等	非金銭報酬等
取締役（監査等委員である取締役を除く）	7名	149	94	20	34
取 締 役 （ 監 査 等 委 員 ）	4名	29	29	－	－
計	11名	179	124	20	34

(注) 1. 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。

2. 年度末現在の取締役（監査等委員である取締役を除く）及び監査等委員である取締役の員数はそれぞれ9名及び4名であります。上記の「支給人数」には、無報酬の取締役（監査等委員である取締役を除く）2名を含んでおりません。

② 業績連動報酬等に関する事項

業績連動報酬等に係る業績指標は「親会社株主に帰属する当期純利益（連結）」及び「本業利益（銀行子会社単体合算）」であり、各々の実績は9,984百万円（年度当初の計画7,300百万円に対して達成度合い136.7%）及び9,240百万円（年度当初の計画7,350百万円に対して達成度合い125.7%）であります。当該指標を選択した理由は、業績連動報酬等が各事業年度における業務執行に対する対価として支給するため、経営計画において目標とする収益指標である当該指標が各事業年度の会社の営業成績として定量的に測定することができる指標であるからであります。業績連動報酬等の額の算定方法は、「⑤役員報酬等の内容の決定に関する方針等」に記載のとおりであります。

③ 非金銭報酬等の内容

非金銭報酬等の内容は株式報酬型ストック・オプションであり、付与する新株予約権の個数の算定方法は、「⑤役員報酬等の内容の決定に関する方針等」に記載のとおりであります。また、当事業年度における交付状況は、インターネット上の当社ウェブサイト（アドレス<https://www.tomony-hd.co.jp/>）に掲載しております「第11期定時株主総会招集ご通知に際してのインターネット開示事項」における「事業報告」の「■ 当社の新株予約権等に関する事項」に記載のとおりであります。

④ 取締役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

取締役（監査等委員である取締役を除く）の報酬限度額は、平成27年6月26日開催の第5期定時株主総会において年額2億5,000万円以内（うち社外取締役分は年額5,000万円以内。なお、役員賞与を含み、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない。）と決議いただいております。また、この限度額とは別枠で、同総会において、取締役（監査等委員である取締役を除く）に対する株式報酬型ストック・オプションの割当限度額を年額7,000万円以内と決議いただいております。当該株主総会終結時点の取締役（監査等委員である取締役を除く）の員数は、8名であります。

監査等委員である取締役の報酬限度額は、平成27年6月26日開催の第5期定時株主総会において年額5,000万円以内と決議いただいております。当該株主総会終結時点の監査等委員である取締役の員数は、4名であります。

⑤ 役員報酬等の内容の決定に関する方針等

当社は、令和3年2月16日開催の取締役会において、取締役（監査等委員である取締役を除く）の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を決議しております。当該取締役会決議に際しては、あらかじめ決議する内容についてコーポレートガバナンス委員会にて審議し、その妥当性について確認しております。また、取締役会は、当事業年度に係る取締役（監査等委員である取締役を除く）の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が取締役会で決議された決定方針と整合しており、当該方針に沿うものであると判断しております。

取締役（監査等委員である取締役を除く）の個人別の報酬等の内容に係る決定方針の内容は、次のとおりであります。

イ 基本方針

取締役の報酬等は、トモニホールディングスグループの持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に向けたインセンティブとして機能することを主眼に置いた報酬体系とし、各人別の報酬等の決定に際しては、会社の営業成績、役位ごとの職責、各々の業務執行状況等を踏まえた適正な水準とすることを基本方針とする。

具体的には、業務執行取締役の報酬等は、基本報酬、業績連動報酬等及び株式報酬により構成し、非業務執行取締役の報酬等は、その職責等を踏まえ、基本報酬のみにより構成する。

ロ 基本報酬（金銭報酬）の個人別の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針（報酬等を与える時期又は条件の決定に関する方針を含む。）

基本報酬は、毎月支給する固定金銭報酬とし、各役位における報酬額は、職責、業務執行の有無、従業員給与の水準等を総合的に勘案して、各役位別に決定する。

ハ 業績連動報酬等（金銭報酬）の内容及び額の算定方法の決定に関する方針（報酬等を与える時期又は条件の決定に関する方針を含む。）

業績連動報酬等は、各事業年度における業務執行に対する対価として、毎年、一定の時期に役員賞与として支給する業績連動金銭報酬とし、各役位別の基本報酬に会社の営業成績（経営計画において目標とする収益性に関する経営指標の各事業年度の目標達成度合い）等を勘案して決定した支給倍率を乗じて算出した額に基づき、各々の業務執行状況及び営業成績への貢献度等に応じて、各人別に決定する。

二 株式報酬（非金銭報酬）の内容及び数の算定方法の決定に関する方針（報酬等を与える時期又は条件の決定に関する方針を含む。）

株式報酬は、中長期的な企業価値向上へのインセンティブ効果や株主重視の経営意識を高めることを目的として、在任期間中の事業年度ごと、一定の時期に一定の権利行使期間を設定して付与し、退任時にあらかじめ設定した権利行使価格（1円）でトモニホールディングス㈱の株式が取得できる株式報酬型ストック・オプションとし、各役位別に定めた基準額及びブラック・ショールズ・モデルにより算定した株式の公正価値に基づき、付与する新株予約権の個数を各人別に決定する。

ホ 基本報酬、業績連動報酬等及び株式報酬の額の取締役の個人別の報酬等の額に対する割合の決定に関する方針

取締役の報酬等の構成割合は、同規模・同業種の会社の水準を参考として、上位役位ほど株式報酬の割合が高まる構成となるよう決定する。

ヘ 取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項

取締役の報酬等は、株主総会で決議された額の範囲内において、社長（CEO）が各人別の報酬案を策定し、監査等委員会の意見を踏まえた上で、取締役会が決定する。なお、決定に当たっては、コーポレートガバナンス委員会において、あらかじめそのプロセスの適切性について検証し、必要に応じて取締役会に対して提言等を行う。

監査等委員である取締役の報酬等については、実効性の高い経営監督機能の発揮を図るため、経営からの独立性を確保する観点から、業績連動性のある報酬等はせず、定額報酬とすることを基本方針としております。

- ⑥ 取締役の個人別の報酬等の決定に係る委任に関する事項
該当事項はありません。

(3) 責任限定契約

当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外取締役の白井博雄氏、並びに監査等委員である社外取締役の多田 桂氏、大平 昇氏、橋本潤子氏、桑島洋輔氏との間において、任務を怠ったことによる損害賠償責任を、その職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、同法第425条第1項が定める最低責任限度額に限定する責任限定契約を締結しております。

(4) 補償契約

- イ 在任中の会社役員との間の補償契約
該当事項はありません。
- 補償契約の履行等に関する事項
該当事項はありません。

(5) 役員等賠償責任保険契約に関する事項

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。その契約の概要等は、以下のとおりであります。

- イ 被保険者の範囲
当社及び子会社の取締役及び監査役
- 保険契約の内容の概要
 - i 被保険者の実質的な保険等負担割合
保険料は全額当社及び子会社が負担しており、被保険者の実質的な保険料負担はありません。
 - ii 填補の対象となる保険事故の概要
被保険者がその職務の執行により行った行為に起因して、損害賠償請求がされた場合の法律上の損害賠償金及び争訟費用について填補することとしております。ただし、被保険者が私的な利益又は便宜の供与を違法に得たこと、被保険者の犯罪行為又は法令に違反することを被保険者が認識しながら行った行為に起因する場合の損害については填補されません。
 - iii 役員等の職務の適正性が損なわれないための措置
保険契約に免責額の定めを設けており、当該免責額までの損害については填補の対象としません。

3 社外役員に関する事項

(1) 社外役員の兼職その他の状況

氏 名	兼 職 そ の 他 の 状 況
白 井 博 雄 (取 締 役)	大阪市中小企業協同組合代表理事 同組合は、当社株式688株を所有しておりますが、それ以外に同組合と当社 の間には特別の関係はありません。
多 田 桂 (取締役監査等委員)	該当事項はありません。
大 平 昇 (取締役監査等委員)	該当事項はありません。
橋 本 潤 子 (取締役監査等委員)	該当事項はありません。
桑 島 洋 輔 (取締役監査等委員)	該当事項はありません。

(2) 社外役員の主な活動状況

氏 名	在任期間	取締役会等への出席状況	取締役会等における発言その他の活動状況
白 井 博 雄 (取 締 役)	令和元年6月～ (1年9か月)	当事業年度に開催された取締 役会23回のうち23回出席	経営・会計分野における豊富な知識 と学校経営の経験や大阪市中小企 業協同組合における中小企業者に 対する経営の助言・指導実績から、 適宜発言を行っております。
多 田 桂 (取締役監査等委員)	平成27年6月～ (5年9か月)	当事業年度に開催された取締 役会23回のうち23回出席、監 査等委員会21回のうち21回 出席	金融行政に従事された知識・経験か ら、適宜発言を行っております。
大 平 昇 (取締役監査等委員)	平成27年6月～ (5年9か月)	当事業年度に開催された取締 役会23回のうち23回出席、監 査等委員会21回のうち21回 出席	弁護士としての専門的な見地か ら、適宜発言を行っております。
橋 本 潤 子 (取締役監査等委員)	令和元年6月～ (1年9か月)	当事業年度に開催された取締 役会23回のうち23回出席、監 査等委員会21回のうち21回 出席	企業法務専門の大学教授としての 見地から、適宜発言を行っておりま す。
桑 島 洋 輔 (取締役監査等委員)	令和元年6月～ (1年9か月)	当事業年度に開催された取締 役会23回のうち23回出席、監 査等委員会21回のうち21回 出席	公認会計士及び税理士としての専 門的な見地から、適宜発言を行って おります。

(3) 社外役員に対する報酬等

(単位：百万円)

	支 給 人 数	当社からの報酬等	当社の親会社等からの報酬等
報酬等の合計	5名	34	－

(注) 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。

(4) 社外役員の意見

該当事項はありません。

4 当社の株式に関する事項

- (1) 株式数 発行可能株式総数 476,000千株
 発行済株式の総数 163,728千株
 (注) 株式数は、千株未満を切り捨てて表示しております。

(2) 当年度末株主数 10,313名

(3) 大株主

株主の氏名又は名称	当 社 へ の 出 資 状 況	
	持 株 数 等	持 株 比 率
株式会社日本カストディ銀行（信託口）	10,948 千株	6.76 %
日 本 マ ス タ ー ト ラ ス ト 信託銀行株式会社（信託口）	10,194	6.29
トモニホールディングス従業員持株会	6,182	3.82
日 亜 化 学 工 業 株 式 会 社	4,938	3.05
株式会社日本カストディ銀行（信託口4）	3,118	1.92
DFA INTL SMALL CAP VALUE PORTFOLIO	3,013	1.86
損 害 保 険 ジ ャ パ ン 株 式 会 社	2,643	1.63
日 本 ハ ム 株 式 会 社	2,556	1.57
株式会社日本カストディ銀行（信託口5）	2,334	1.44
STATE STREET BANK WEST CLIENT-TREATY 505234	2,215	1.36

- (注) 1. 「持株数等」は、千株未満を切り捨てて表示しております。
 2. 「持株比率」は、自己株式（1,878,619株）を控除して計算し、小数点第3位以下を切り捨てて表示しております。
 3. 株式会社日本カストディ銀行は、令和2年7月27日付で、日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社が資産管理サービス信託銀行株式会社とJTCホールディングス株式会社を吸収合併し、商号変更しております。
 4. 損害保険ジャパン株式会社は、令和2年4月1日付で、損害保険ジャパン日本興亜株式会社から商号変更しております。

(4) 役員保有株式

該当事項はありません。

(5) その他株式に関する重要な事項

(自己株式の取得)

当社は、資本効率の向上を通じて株主のみなさまへの利益還元の実現を図るため、会社法第165条第3項の規定により読み替えて適用される同法第156条の規定に基づき、令和3年2月16日開催の取締役会決議により、同年2月17日に以下のとおり自己株式を取得いたしました。

取得した株式の種類	当社普通株式
取得した株式の総数	480,000株
取得価額の総額	151,200,000円

5 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の状況

(単位：百万円)

氏 名 又 は 名 称	当該事業年度に係る報酬等	そ の 他
EY新日本有限責任監査法人 指定有限責任社員・業務執行社員 山田 修 指定有限責任社員・業務執行社員 堀川 紀之 指定有限責任社員・業務執行社員 後藤 英之	10	(注4)

- (注) 1. 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。
 2. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できないため、上記金額はこれらの合計額で記載しております。
 3. 当社、子会社及び子法人等が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額は、105百万円であります。
 4. 監査等委員会は、日本監査役協会「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務執行状況及び報酬見積りの算定根拠などが適切であるかどうかについて必要な検討を行った上で、適切であると判断したため、会計監査人の報酬等の額について会社法第399条第1項の同意を行っております。

(2) 責任限定契約

該当事項はありません。

(3) 補償契約

- イ 在任中の会計監査人との間の補償契約
該当事項はありません。
- 補償契約の履行等に関する事項
該当事項はありません。

(4) 会計監査人に関するその他の事項

会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人の独立性や信頼性その他職務の実施に関する状況等を、同委員会が策定した「会計監査人の評価及び選定等基準」に基づき総合的に勘案し、その必要があると判断した場合、また、会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当すると認められる場合は、解任又は不再任に関する議案の内容を決定する方針であります。

6 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、企業価値の継続的向上を図るとともに、株主のみなさまに対する利益還元を経営上の重要課題の一つとして位置づけたうえで、経営体質の一層の強化と積極的な事業展開に必要な内部留保の充実を勘案し、安定した配当政策を実施することを基本方針としております。このような観点から、当社の剰余金の配当は、中間配当及び期末配当の年2回を基本的な方針としております。配当の決定機関は、中間配当は取締役会、期末配当は株主総会であります。

(令和3年3月31日現在) 連結貸借対照表

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
現金預け金	520,145	預 金	3,827,292
商品有価証券	495	譲渡性預金	68,979
金銭の信託	3,855	コールマネー及び売渡手形	23,000
有価証券	699,488	借 用 金	202,817
貸 出 金	3,083,708	外 国 為 替	17
外国為替	6,508	そ の 他 負 債	27,947
リース債権及びリース投資資産	9,660	賞 与 引 当 金	315
そ の 他 資 産	54,419	役 員 賞 与 引 当 金	103
有形固定資産	36,936	退職給付に係る負債	154
建物	17,456	睡眠預金払戻損失引当金	269
土地	15,374	偶 発 損 失 引 当 金	146
リース資産	561	繰 延 税 金 負 債	4,972
建設仮勘定	1,919	再評価に係る繰延税金負債	817
その他の有形固定資産	1,623	支 払 承 諾	7,885
無形固定資産	1,457	負 債 の 部 合 計	4,164,719
ソフトウェア	1,333	(純資産の部)	
その他の無形固定資産	123	資 本 金	25,000
退職給付に係る資産	5,325	資 本 剰 余 金	25,808
繰延税金資産	138	利 益 剰 余 金	170,751
支払承諾見返	7,885	自 己 株 式	△1,515
貸倒引当金	△22,121	株 主 資 本 合 計	220,043
		その他有価証券評価差額金	16,819
		繰延ヘッジ損益	1
		土地再評価差額金	1,402
		退職給付に係る調整累計額	784
		その他の包括利益累計額合計	19,007
		新株予約権	1,224
		非支配株主持分	2,907
		純資産の部合計	243,183
資産の部合計	4,407,903	負債及び純資産の部合計	4,407,903

(令和2年4月1日から
令和3年3月31日まで) 連結損益計算書

(単位：百万円)

科 目							金 額
経 常 収 益	資 金 運 用 収 益	貸 出 金 利 息 配 当 金	有 価 証 券 利 息 及 び 買 入 手 形 利 息	コ ー ル ロ ー ン 利 息 及 び 金 利	預 け の 他 の 受 入 利 息	そ の 役 務 の 取 他 引 業 等 収 入 利 息	70,687
							47,919
							38,934
							8,752
							△2
							219
							15
							9,268
							8,672
							4,825
							356
							4,469
経 常 費 用	資 金 調 達 費 用	預 金 利 息	讓 渡 性 預 金 利 息	コ ー ル マ ネ ー 利 息 及 び 売 渡 手 形 利 息	借 入 金 利 息	そ の 他 の 支 払 利 息	56,194
							1,545
							1,400
							21
							32
							74
							16
							4,210
							10,798
							34,081
							5,557
							2,000
							3,557
経 常 利 益	特 定 資 産 処 分 益	特 定 資 産 処 分 損	減 損	税 金 等 調 整 前 当 期 純 利 益	法 人 税 、 住 民 税 等 調 整 合 計	法 人 税 期 純 利 益	14,493
							33
							706
							101
							605
							13,820
							3,569
							111
							3,680
							10,140
							156
							9,984

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告

株主総会参考書類

第11期末（令和3年3月31日現在）貸借対照表

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流 動 資 産	3,132	流 動 負 債	481
現金 及 び 預 金	1,691	1年以内返済予定の関係会社長期借入金	325
前 払 費 用	54	未 払 金	53
そ の 他	1,386	未 払 費 用	4
固 定 資 産	89,508	未 払 法 人 税 等	24
有 形 固 定 資 産	11	預 り 金	2
建 物	6	前 受 収 益	43
車 輜 運 搬 具	2	賞 与 引 当 金	7
工 具 器 具 備 品	2	役 員 賞 与 引 当 金	20
投 資 そ の 他 の 資 産	89,497	固 定 負 債	725
関 係 会 社 株 式	89,386	関 係 会 社 長 期 借 入 金	650
長 期 前 払 費 用	75	そ の 他	75
繰 延 税 金 資 産	32	負 債 の 部 合 計	1,206
そ の 他	3	(純資産の部)	
		株 主 資 本	90,210
		資 本 金	25,000
		資 本 剰 余 金	63,959
		資 本 準 備 金	10,010
		そ の 他 資 本 剰 余 金	53,948
		利 益 剰 余 金	2,766
		そ の 他 利 益 剰 余 金	2,766
		繰 越 利 益 剰 余 金	2,766
		自 己 株 式	△1,515
		新 株 予 約 権	1,224
		純 資 産 の 部 合 計	91,434
資 産 の 部 合 計	92,641	負 債 及 び 純 資 産 の 部 合 計	92,641

第11期 (令和2年4月1日から
令和3年3月31日まで) 損益計算書

(単位：百万円)

科 目	金 額
営 業 収 益	2,356
関 係 会 社 受 取 配 当 金	1,477
関 係 会 社 受 入 手 数 料	878
営 業 費 用	757
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費	757
営 業 利 益	1,598
営 業 外 収 益	45
受 取 利 息	0
受 取 保 証 料	43
雑 収 入	2
営 業 外 費 用	1
そ の 他	1
経 常 利 益	1,642
特 別 利 益	0
固 定 資 産 処 分 益	0
特 別 損 失	0
固 定 資 産 除 去 損	0
税 引 前 当 期 純 利 益	1,643
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	69
法 人 税 等 調 整 額	△0
法 人 税 等 合 計	69
当 期 純 利 益	1,573

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告

株主総会参考書類

独立監査人の監査報告書

令和3年5月12日

トモニホールディングス株式会社
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人
東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 山 田 修⑩
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 堀 川 紀 之⑩
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 後 藤 英 之⑩
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、トモニホールディングス株式会社の令和2年4月1日から令和3年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、トモニホールディングス株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

独立監査人の監査報告書

令和3年5月12日

トモニホールディングス株式会社
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人
東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 山 田 修①
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 堀 川 紀 之①
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 後 藤 英 之①
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、トモニホールディングス株式会社の令和2年4月1日から令和3年3月31日までの第11期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、令和2年4月1日から令和3年3月31日までの第11期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

- ① 監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、業務及び財産の状況を調査しました。
- ② 子会社については、子会社の取締役及び監査等委員等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受けたほか、「監査法人のガバナンス・コード」への対応等についても必要に応じ説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人「EY新日本有限責任監査法人」の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人「EY新日本有限責任監査法人」の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

令和3年5月13日

トモニホールディングス株式会社 監査等委員会

常勤監査等委員(社外取締役) 多 田 桂 ㊞

監査等委員(社外取締役) 大 平 昇 ㊞

監査等委員(社外取締役) 橋 本 潤 子 ㊞

監査等委員(社外取締役) 桑 島 洋 輔 ㊞

以 上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 剰余金処分の件

剰余金の処分につきまして、以下のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

当社は、企業価値の継続的向上を図るとともに、株主のみなさまに対する利益還元を経営上の重要課題の一つとして位置づけたうえで、経営体質の一層の強化と積極的な事業展開に必要な内部留保の充実を勘案し、安定した配当政策を実施することを基本方針としております。

第11期の期末配当につきましては、株主のみなさまの日頃のご支援にお応えするため、当期の業績等を勘案し、以下のとおりといたしたいと存じます。

(1) 配当財産の種類

金銭といたします。

(2) 配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき金4円といたしたいと存じます。この場合の配当総額は、647,401,168円となります。

なお、中間配当金として4円をお支払いしておりますので、これを合わせた当期の年間配当金は1株当たり8円となります。

(3) 剰余金の配当が効力を生じる日

令和3年6月30日といたしたいと存じます。

第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）8名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案においては同じ。）全員（9名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。

つきましては、取締役会において戦略的かつ機動的な意思決定を行えるよう1名減員し、取締役8名（うち社外取締役1名）の選任をお願いいたしたいと存じます。

本議案につきましては、監査等委員会で検討がなされ、各候補者は当社の取締役として適任であるとの意見表明を受けております。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者 番号		氏 名	現在の当社における地位及び担当
1	再 任	なか むら たけし 中 村 武	代表取締役社長兼CEO（最高経営責任者）
2	再 任	やま だ みち お 山 田 徑 男	代表取締役副社長
3	再 任	ばん どう とよ ひこ 板 東 豊 彦	代表取締役副社長
4	再 任	ふじ 井 ひと み 藤 井 仁 三	常務取締役経営企画部長
5	再 任	お だ ひろ あき 小 田 寛 明	常務取締役グループ戦略部長兼地域商社の金融機能担当
6	新 任	せき 幹 お 関 幹 生	—
7	新 任	やま した とも き 山 下 友 規	経営企画部副部長
8	再 任 社 外	しら い ひろ お 白 井 博 雄	取締役（社外取締役）

候補者 番 号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所 有 す る 当社株式の数
1	なか むら たけし 中 村 武 (昭和38年7月23日生) 再 任	昭和61年4月 日本銀行入行 平成10年5月 同行政策委員会室秘書課調査役 平成11年7月 同行大阪支店営業課調査役 平成14年7月 同行経営企画室総務課調査役 平成16年4月 同行経営企画室総務課企画役 平成16年7月 同行政策委員会室 業務・組織運営担当 企画役 平成18年8月 同行文書局企画役 平成19年4月 同行文書局参事役 平成21年7月 同行高松支店長 平成22年7月 同行金融機構局参事役 平成24年5月 同行業務局審議役 平成25年5月 同行業務局長 平成27年6月 同行文書局長 平成29年4月 同行退職 平成29年6月 当社代表取締役専務 平成30年6月 当社代表取締役社長兼CEO（最高経営責任者）（現任） （候補者とした理由） これまで当社の取締役社長兼CEO（最高経営責任者）として当社グループの経営を担っており、強いリーダーシップでグループ全体を牽引してきた実績と日本銀行において高松支店長、業務局長、文書局長等を務めてきた豊富な経験と高い見識等を踏まえ、引き続き、取締役として適任であると判断しました。	23,300株
2	やま だ みち お 山 田 怪 男 (昭和32年12月12日生) 再 任	昭和55年4月 (株)香川相互銀行（現 (株)香川銀行）入行 平成12年2月 同行川之江支店長 平成14年2月 同行善通寺支店長 平成16年2月 同行丸亀支店長兼丸亀西支店長 平成17年7月 同行人事研修部長 平成18年6月 同行取締役人事研修部長 平成20年6月 同行常務取締役 総合企画部・人事研修部担当 平成21年4月 同行常務取締役企画本部長 平成24年6月 同行常務取締役管理本部長兼総務部長 平成25年4月 同行常務取締役管理本部長 平成29年6月 同行常務取締役（代表取締役） 営業本部長 令和2年6月 同行取締役頭取（代表取締役）（現任） 当社取締役副社長 令和2年10月 当社代表取締役副社長（現任） （重要な兼職の状況） (株)香川銀行取締役頭取（代表取締役） （候補者とした理由） 令和2年6月の就任以来、当社の取締役副社長として当社グループの経営を担っており、また、当社の子会社である(株)香川銀行の取締役頭取として銀行全般を牽引してきた実績と高い見識等を踏まえ、引き続き、取締役として適任であると判断しました。	32,500株

候補者 番 号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所 有 す る 当社株式の数
3	ばん どう とよ ひこ 板 東 豊 彦 (昭和44年9月29日生) 再 任	平成5年4月 (株)徳島銀行（現 (株)徳島大正銀行）入行 平成17年2月 同行洲本支店長 平成19年8月 同行東京支店長兼東京事務所長 平成21年4月 同行人事部長 平成22年6月 同行執行役員人事部長 平成23年6月 同行取締役執行役員人事部長 平成24年6月 同行取締役執行役員総合企画本部長兼リスク統括本部長 平成25年6月 同行取締役常務執行役員総合企画本部長兼リスク統括本部長 平成26年6月 同行取締役常務執行役員総合企画本部長兼審査本部長 平成27年6月 同行常務取締役総合企画本部長兼審査本部長 平成28年6月 同行専務取締役審査本部長 平成30年6月 同行代表取締役専務審査本部長 令和2年1月 同行専務取締役審査本部長 令和2年4月 同行代表取締役専務 令和2年6月 同行代表取締役頭取（現任） 当社取締役副社長 令和2年10月 当社代表取締役副社長（現任） (重要な兼職の状況) (株)徳島大正銀行代表取締役頭取 (候補者とした理由) 令和2年6月の就任以来、当社の取締役副社長として当社グループの経営を担っており、また、当社の子会社である(株)徳島大正銀行の取締役頭取として銀行全股を牽引してきた実績と高い見識等を踏まえ、引き続き、取締役として適任であると判断しました。	14,500株
4	ふじ い ひと み 藤 井 仁 三 (昭和39年4月11日生) 再 任	昭和62年4月 (株)第一勧業銀行（現 (株)みずほ銀行）入行 平成9年8月 (株)徳島銀行（現 (株)徳島大正銀行）入行 平成14年2月 同行企画部次長 平成18年7月 同行企画部副部長 平成21年2月 同行企画部長 平成22年4月 当社経営企画部副部長 平成24年6月 (株)徳島銀行（現 (株)徳島大正銀行）取締役執行役員企画部長 平成27年8月 同行取締役人事部付部長 当社経営企画部長 平成28年6月 (株)徳島銀行（現 (株)徳島大正銀行）取締役 当社取締役経営企画部長 平成29年3月 当社常務取締役経営企画部長（現任） (候補者とした理由) これまで当社の常務取締役として経営企画部門を担当しグループ全体の経営管理態勢の強化に大きな貢献を果たしてきた実績と銀行子会社での企画部門における幅広い経験等を踏まえ、引き続き、取締役として適任であると判断しました。	9,300株

候補者 番 号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所 有 す る 当社株式の数
5	お だ ひろ あき 小 田 寛 明 (昭和37年5月26日生) 再 任	昭和60年 4 月 (株)三和銀行 (現 (株)三菱ＵＦＪ銀行) 入行 平成17年 4 月 (株)ＵＦＪ銀行 (現 (株)三菱ＵＦＪ銀行) 枚方法人営業部長 兼枚方支店長 平成18年 1 月 (株)三菱東京ＵＦＪ銀行 (現 (株)三菱ＵＦＪ銀行) 枚方支社 長 平成19年 5 月 同行総務部秘書室 (大阪) 室長 平成22年10月 同行福岡支店長 平成24年 9 月 同行芦屋支店長 平成26年11月 (株)大正銀行 (現 (株)徳島大正銀行) 入行 同行本店営業部長 平成27年 6 月 同行取締役本店営業部長 平成30年 2 月 同行常務取締役 本店営業部担当 令和 元年 6 月 当社取締役 令和 2 年 1 月 当社常務取締役 地域商社の金融機能担当 令和 2 年 6 月 当社常務取締役グループ戦略部長兼地域商社の金融機能 担当 (現任) (候補者とした理由) これまで当社の常務取締役としてグループ戦略部門及び地域商社の金 融機能を担当しグループ全体の成長戦略の実現に大きな貢献を果たして きた実績と銀行子会社での営業推進部門における幅広い経験等を踏ま え、引き続き、取締役として適任であると判断しました。	5,500株
6	せき みき お 関 幹 生 (昭和37年11月5日生) 新 任	昭和60年 4 月 (株)香川相互銀行 (現 (株)香川銀行) 入行 平成14年 2 月 同行観音寺東支店長 平成16年 2 月 同行西条支店長 平成17年 7 月 同行高知支店長 平成20年 4 月 同行松山支店長 平成21年10月 同行人事研修部付部長代理 平成24年 4 月 同行融資管理部長 平成25年 4 月 同行執行役員融資部長 平成26年 4 月 同行執行役員融資部長兼融資管理部長 平成29年 6 月 同行取締役融資部長兼融資管理部長 平成30年 6 月 同行取締役総合企画部長 当社経営企画部副部長 令和 2 年 6 月 (株)香川銀行常務取締役融資本部長 (現任) (令和 3 年 6 月28日退任予定) (候補者とした理由) これまで当社の子会社である(株)香川銀行の取締役及び常務取締役とし て融資部門及び企画部門を担当してきた経験とそれに基づく豊富な知識 等を踏まえ、当社グループの更なる発展に貢献することが期待できるこ とから、取締役として適任であると判断しました。	9,800株

候補者番号	氏名(生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社株式の数
7	やま した とも き 山下 友規 (昭和38年4月4日生) 新 任	昭和63年4月 ㈱香川相互銀行(現 ㈱香川銀行) 入行 平成17年2月 同行滝宮支店長 平成18年7月 同行倉敷支店長 平成21年10月 同行弁天町支店長 平成24年4月 同行執行役員弁天町支店長 平成25年4月 同行コンプライアンス統括部長 当社リスク・コンプライアンス部副部長 平成29年4月 ㈱香川銀行個人営業企画部長 当社グループ戦略部副部長 令和元年6月 ㈱香川銀行事務システム部長 当社経営企画部副部長(現任) 令和2年6月 ㈱香川銀行取締役事務システム部長(現任) (令和3年6月28日退任予定) (候補者とした理由) これまで当社の子会社である㈱香川銀行の取締役として事務・システム部門を担当してきた経験とそれに基づく豊富な知識等を踏まえ、当社グループの更なる発展に貢献することが期待できることから、取締役として適任であると判断しました。	1,100株
8	しら い ひろ お 白井 博雄 (昭和34年2月25日生) 再 任	昭和60年4月 関西経理専門学校 副校長 昭和60年5月 大阪市中小企業協同組合 代表理事(現任) 平成15年6月 ㈱大正銀行(現 ㈱徳島大正銀行) 監査役 平成17年4月 関西医科専門学校 副校長 平成28年6月 ㈱大正銀行(現 ㈱徳島大正銀行) 取締役[監査等委員] 平成31年4月 大阪保健医療大学 客員教授(現任) 令和元年6月 当社取締役(現任) (重要な兼職の状況) 大阪市中小企業協同組合 代表理事 (候補者とした理由及び期待される役割の概要) 社外役員となること以外の方法で企業経営に関与された経験はありませんが、経営・会計分野における豊富な知識と学校経営の経験や大阪市中小企業協同組合における中小企業者に対する経営の助言・指導実績を有しておられること、また、当社の社外取締役としてその役割・責務を適切に果たしてきた実績等を踏まえ、当社グループのコーポレート・ガバナンスの充実に貢献することが期待できることから、引き続き、社外取締役として適任であると判断しました。	36,500株

- (注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 白井博雄氏は、社外取締役候補者であります。
3. 当社は、非業務執行取締役である白井博雄氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度として同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。なお、同氏の再任が承認された場合は、当該契約を継続する予定であります。
4. 白井博雄氏は、現在、当社の社外取締役であります。同氏の在任期間は、本総会終結の時をもって2年となります。なお、同氏は、過去において当社の子会社である㈱大正銀行(現 ㈱徳島大正銀行)の業務執行者でない役員(監査役及び取締役監査等委員)であったことがあります。
5. 当社は、白井博雄氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し同取引所に届け出ており、同氏の再任が承認された場合は、引き続き同氏を独立役員とする予定であります。
6. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、当該保険契約の内容の概要は、事業報告の「2 会社役員に関する事項」中の「(5) 役員等賠償責任保険契約に関する事項」に記載のとおりであります。各取締役候補者の選任が承認された場合は、当該保険契約の被保険者となります。また、当該保険契約は、次回更新時においても同内容での更新を予定しております。

第3号議案 監査等委員である取締役4名選任の件

監査等委員である取締役全員（4名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、監査等委員である取締役4名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案につきましては、監査等委員会の同意を得ております。

監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者 番号		氏 名	現 在 の 当 社 に お け る 地 位
1	新 任	よこ て とし お 横 手 俊 夫	常務取締役リスク・コンプライアンス部長 (令和3年6月29日退任予定)
2	再 任 社 外	おお ひら のぼる 大 平 昇	取締役（社外取締役） 監査等委員
3	再 任 社 外	はし もと じゅん こ 橋 本 潤 子	取締役（社外取締役） 監査等委員
4	再 任 社 外	くわ しま よう すけ 桑 島 洋 輔	取締役（社外取締役） 監査等委員

候補者番号	氏名(生年月日)	略歴、当社における地位及び担当(重要な兼職の状況)	所有する当社株式の数
1	よこ て とし お 横手 俊夫 (昭和33年2月12日生) 新任	昭和55年4月 (株)徳島相互銀行(現(株)徳島大正銀行) 入行 平成8年8月 同行審査部次長 平成10年6月 同行洲本支店長 平成13年8月 同行佐古支店長 平成16年6月 同行高知支店長 平成18年6月 同行執行役員営業店統括部長兼みなさまの相談室長 平成18年12月 同行執行役員営業店統括部長兼みなさまの相談室長兼業務センター長 平成22年2月 同行執行役員本店営業部長 平成23年6月 同行常務執行役員本店営業部長 平成23年7月 同行常務執行役員本店営業部長兼二軒屋支店長 平成25年4月 同行常務執行役員監査部長 当社監査部副部長 平成28年6月 (株)香川銀行取締役 当社取締役監査部長 令和元年6月 当社常務取締役監査部長 令和2年6月 当社常務取締役リスク・コンプライアンス部長(現任) (令和3年6月29日退任予定) (候補者とした理由) これまで当社の常務取締役として内部監査部門及びリスク・コンプライアンス部門を担当しグループ全体の内務管理態勢、リスク管理態勢及びコンプライアンス態勢の強化に大きな貢献を果たしてきた実績と銀行子会社での営業推進部門・内部監査部門における幅広い経験等を踏まえ、当社グループのコーポレート・ガバナンスの充実に貢献することが期待できることから、監査等委員である取締役として適任であると判断しました。	15,500株
2	おお ひら のぼる 大 平 昇 (昭和34年11月26日生) 再任	昭和61年11月 司法試験合格 昭和62年4月 最高裁判所司法研修所 平成元年4月 弁護士登録 平成7年4月 香川県弁護士会副会長 平成22年4月 香川県弁護士会会長 日本弁護士連合会常務理事 平成23年4月 四国弁護士連合会常務理事 平成26年6月 当社監査役 平成27年6月 当社取締役[監査等委員](現任) (候補者とした理由及び期待される役割の概要) 社外役員となること以外の方法で企業経営に関与された経験はありませんが、弁護士としての豊富な経験と専門知識並びに高い法令順守の精神を有しておられること、また、平成27年6月の就任以来、当社の監査等委員である社外取締役としてその役割・責務を適切に果たしてきた実績等を踏まえ、当社グループのコーポレート・ガバナンスの充実に貢献することが期待できることから、引き続き、監査等委員である社外取締役として適任であると判断しました。	一株

候補者 番 号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所 有 す る 当社株式の数
3	はしもと じゅんこ 橋 本 潤 子 (昭和41年12月24日生) 再 任	平成 2 年 4 月 三洋証券㈱入社 平成 9 年 4 月 香川大学法学部専任講師 平成11年 4 月 香川大学法学部助教授 平成16年 4 月 香川大学大学院香川大学・愛媛大学連合法務研究科助教授 平成18年 4 月 公正取引委員会独占禁止政策協力委員（現任） 平成21年 1 月 香川大学大学院香川大学・愛媛大学連合法務研究科教授 高松家庭裁判所参与員（現任） 平成25年12月 香川大学大学院香川大学・愛媛大学連合法務研究科研究 科長 平成27年 4 月 四国グローバルリーガルセンターセンター長（現任） 平成27年10月 香川大学副学長 香川大学男女共同参画推進室室長（現任） 日本経済法学会理事運営委員（現任） 平成28年10月 香川大学法学部教授（現任） 平成29年 4 月 ㈱香川銀行取締役【監査等委員】 平成29年 6 月 香川大学学長特別補佐（現任） 平成29年10月 香川県男女共同参画審議会委員（現任） 平成30年 5 月 香川労働局最低賃金審議会委員（現任） 平成31年 4 月 当社取締役【監査等委員】（現任） 令和 元 年 6 月 高松市男女共同参画推進懇談会委員（現任） 令和 2 年 4 月 高松市公正職務審査会委員（現任） 令和 3 年 4 月 高松地方裁判所委員会委員（現任） 高松地方裁判所委員会委員（現任） (候補者とした理由及び期待される役割の概要) 社外役員となること以外の方法で企業経営に関与された経験はありませんが、大学教授として企業法務等に精通しておられること、また、これまで当社の子会社である㈱香川銀行及び当社の監査等委員である社外取締役としてその役割・責務を適切に果たしてきた実績等を踏まえ、当社グループのコーポレート・ガバナンスの充実に貢献することが期待できることから、引き続き、監査等委員である社外取締役として適任であると判断しました。	一株

候補者番号	氏名(生年月日)	略歴、当社における地位及び担当(重要な兼職の状況)	所有する当社株式の数
4	くわじまようすけ 桑島洋輔 (昭和53年5月1日生) 再任	平成12年10月 公認会計士第二次試験合格 平成13年4月 朝日監査法人(現 有限責任あずさ監査法人) 入所 平成16年5月 公認会計士登録 平成18年8月 あずさ監査法人(現 有限責任あずさ監査法人) 退所 平成18年9月 桑島公認会計士事務所開設(現在) 平成20年6月 税理士登録 平成28年10月 税理士法人三和会計事務所社員(現任) 令和元年6月 当社取締役[監査等委員](現任) (候補者としての理由及び期待される役割の概要) 社外役員となること以外の方法で企業経営に関与された経験はありませんが、公認会計士として各企業を監査してきており、企業経営を統括する十分な見識を有しておられること、税理士としての豊富な経験と専門知識を有しておられること、また、令和元年6月の就任以来、当社の監査等委員である社外取締役としてその役割・責務を適切に果たしてきた実績等を踏まえ、当社グループのコーポレート・ガバナンスの充実に貢献することが期待できることから、引き続き、監査等委員である社外取締役として適任であると判断しました。	一株

(注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 大平 昇、橋本潤子及び桑島洋輔の3氏は、社外取締役候補者であります。
3. 当社は、非業務執行取締役である大平 昇氏、橋本潤子氏及び桑島洋輔氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度として同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。なお、3氏の再任が承認された場合は、当該契約を継続する予定であります。また、横手俊夫氏の選任が承認された場合は、当社は同氏との間で、上記と同様の契約を締結する予定であります。
4. 大平 昇、橋本潤子及び桑島洋輔の3氏は、現在、当社の監査等委員である社外取締役であります。3氏の在任期間は、本総会終結の時をもって各々6年、2年及び2年となります。なお、大平 昇氏は、過去において当社の業務執行者でない役員(監査役)であったことがあります。また、橋本潤子氏は、過去において当社の子会社である(株)香川銀行の業務執行者でない役員(取締役監査等委員)であったことがあります。
5. 当社は、大平 昇、橋本潤子及び桑島洋輔の3氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し同取引所に届け出ており、3氏の再任が承認された場合には、引き続き独立役員とする予定であります。
6. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、当該保険契約の内容の概要は、事業報告の「2 会社役員に関する事項」中の「(5) 役員等賠償責任保険契約に関する事項」に記載のとおりであります。各監査等委員である取締役候補者の選任が承認された場合は、当該保険契約の被保険者となります。また、当該保険契約は、次回更新時においても同内容での更新を予定しております。

第4号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）に対する株式報酬型ストック・オプションとしての新株予約権に関する報酬等決定の件

当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。以下同じ。）の報酬等の額につきましては、平成27年6月26日開催の第5期定時株主総会において「年額2億5,000万円以内（うち社外取締役分は年額5,000万円以内）」とご承認をいただいております。また、これとは別枠で、同株主総会において、取締役に対する株式報酬型ストック・オプションとしての新株予約権に関する報酬等の額について、各事業年度に係る当社定時株主総会の日から1年間に年額金7,000万円以内とご承認いただき今日に至っております。

今日においても、取締役に対する株式報酬型ストック・オプションとしての新株予約権に関する報酬等の内容について変更はございませんが、会社法の一部を改正する法律（令和元年法律第70号、第71号）が令和3年3月1日に施行されたことに伴い、株式報酬型ストック・オプションとしての新株予約権に関し、株式会社が一定の事由が生じたことを条件としてこれを取得することができることとするときは、その旨及び当該事由の内容の概要について株主総会決議をいただくことが必要となったため、改めてご承認をお願いするものであります。当該追加箇所は「**2. 新株予約権の内容(7)新株予約権の取得に関する事項**」であります。

なお、現在の取締役は9名（うち社外取締役1名）であります。第2号議案が原案どおり承認可決されますと、取締役は8名（うち社外取締役1名）となります。

取締役に報酬として新株予約権を割り当てる理由並びにその新株予約権の内容は、次のとおりであります。

1. 報酬として新株予約権を割り当てる理由

当社の取締役に對して、当社の業績と株式価値との連動性をより一層強めることにより、取締役の経営責任を明確にし、株主と親和性が高い役員報酬制度とすることで、中長期的な業績向上と企業価値向上への貢献意欲や士気を一層高めるためであります。

2. 新株予約権の内容

(1) 新株予約権の総数及び目的となる株式の種類及び数

新株予約権の総数

各事業年度に係る当社定時株主総会の日から1年以内に発行する新株予約権の総数は、2,000個を上限といたします。

目的となる株式の種類及び数

新株予約権の目的となる株式の種類は当社普通株式とし、新株予約権1個当たりの目的となる株式数（以下「付与株式数」といいます。）は、100株といたします。従いまして、各事業年度に係る当社定時株主総会の日から1年以内に発行する新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式の株は、200,000株を上限といたします。

なお、新株予約権の割当日後に、当社が当社普通株式の株式分割（当社普通株式の株式無償割当を含みます。以下同じ。）又は株式併合を行う場合には、次の算式により付与株式数の調整を行い、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てます。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×株式分割又は株式併合の比率

また、割当日後に、当社が合併、会社分割又は資本金の額の減少を行う場合その他これらの場合に準じて付与株式数の調整を必要とする場合には、当社は合理的な範囲で付与株式数を適切に調整することができるものといたします。

(2) 新株予約権の払込金額

新株予約権の割当日の株価及び行使価額等を用いてブラック・ショールズ・モデルにより算出した価額を払込金額といたします。なお、新株予約権の割り当てを受けた者は、当該払込金額の払込に代えて当社に対する報酬債権と相殺するものといたします。

(3) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、当該各新株予約権の行使により交付される株式1株当たりの金額を1円とし、これに付与株式数を乗じた金額といたします。

(4) 新株予約権を行使できる期間

新株予約権の割当日の翌日から30年以内で、当社取締役会が定める期間といたします。ただし、行使期間の最終日が当社の休業日に当たるときは、その前営業日を最終日といたします。

(5) 権利行使の条件

新株予約権者は、上記(4)の期間内において、当社並びに当社の子会社である株式会社徳島大正銀行及び株式会社香川銀行のいずれの取締役（監査等委員である取締役を除く。）の地位も喪失した日の翌日から10日を経過する日までの間に限り、新株予約権を一括してのみ行使できるものとし、その他の権利行使の条件につきましては、当社取締役会において決定するものといたします。

(6) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得につきましては、当社取締役会の決議による承認を要するものといたします。

(7) 新株予約権の取得に関する事項<新規追加事項>

①新株予約権者が権利行使をする前に、上記(5)の定め又は新株予約権割当契約の定めにより新株予約権を行使できなくなった場合、当社は当社の取締役会が別途定める日をもって当該新株予約権を無償で取得することができる。

②当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる吸収分割契約若しくは新設分割計画又は当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画の承認の議案が当社の株主総会（株主総会が不要な場合は当社の取締役会）において承認された場合は、当社は当社の取締役会が別途定める日をもって、同日時点で権利行使されていない新株予約権を無償で取得することができる。

(8) その他の新株予約権の内容等

上記(1)から(7)までの細目及びその他の新株予約権の内容等につきましては、当社取締役会において決定するものといたします。

(ご参考)

当社は本総会終結の時以降、上記と同内容の新株予約権を、当社の子会社である株式会社徳島大正銀行及び株式会社香川銀行の取締役（監査等委員である取締役を除く。）に対し、当社が必要と判断する個数を、当該新株予約権の公正価値を基準として決定される額を払込金額として発行する予定であります。

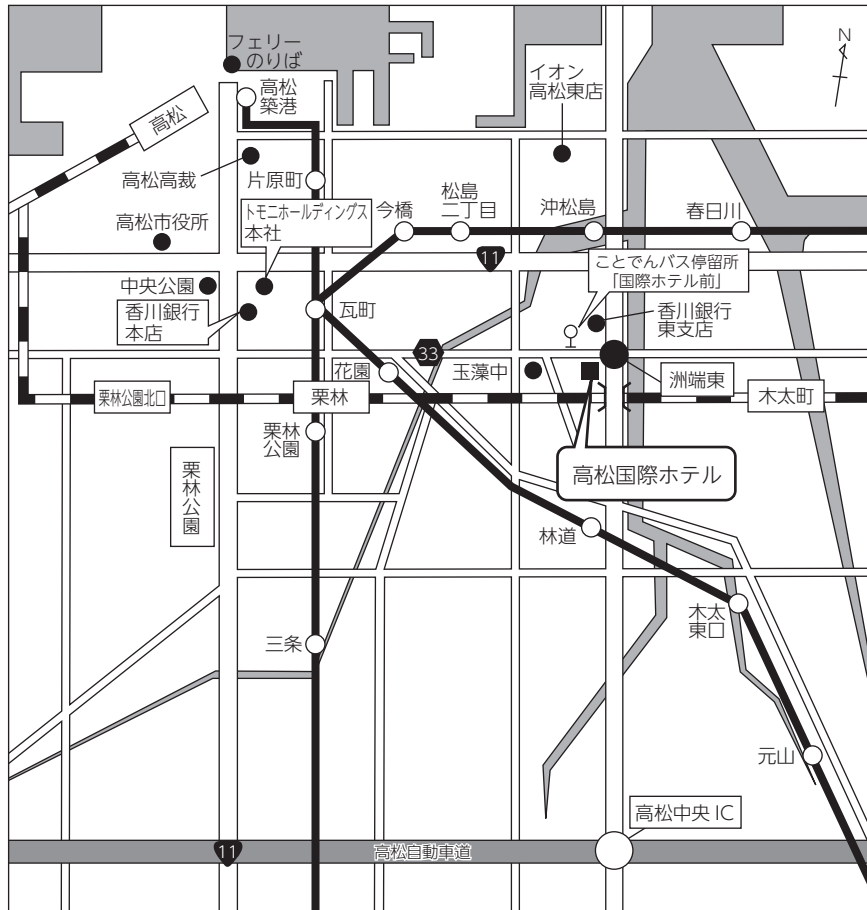
以 上

株主総会 会場ご案内図

高松国際ホテル 新館 2階 瀬戸の間

香川県高松市木太町2191番地1

電話 (087) 831-1511 (代表)



J R 高松駅から

- タクシー 約15分
- 路線バス 約20分

ことでん瓦町駅から

- タクシー 約10分
- 路線バス 約10分

高速道路から

- 高松自動車道「高松中央IC」より約10分